

# 検討対象事務評価シート

資料 2

F

任意共管事務

1 中小企業対策に関する事務											
	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
<b>1 創業・起業支援、経営支援など</b>											
		区	○							<p>○創業・起業支援を含め、中小企業の振興に必要な支援を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携、調整しながら実施すべき事務である。現在、都が行っている事務のうち、区が実施するインキュベーション施設（新事業の創出・育成支援施設）等の整備費に対する補助については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>	都区
(1) 創業・起業支援、経営支援など	東京の産業活力を向上させるため、中小企業に対する創業・起業支援、経営支援、技術支援等を行う。	都	○	○		○				<p>○都内企業の99%を占める中小企業は、多様な事業分野で特色ある事業活動を行っており、こうした活動を通じ、都民の日常生活の財やサービスを提供するとともに、多様な就業の機会を提供して、地域経済を支える役割を担っている。都内経済の活性化のためには、中小企業の安定的成長と発展が不可欠であり、東京の強みを活かして技術と経営の革新を促進するとともに、国際競争力を高めることが必要である。</p> <p>○このため、都は、中長期的視点から成長性や経済波及効果の高い産業分野への戦略的支援や、ポテンシャルの高い起業者や企業を都内から幅広く公募し、全国・海外展開を視野に入れて行う支援など、広域的視点から実施することでより高い効果が期待できる事業を行い、区は、地域活性化の視点から、地域の産業特性やニーズに基づく創業支援、技術支援、相談等の支援を行うことが望ましい。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

# 検討対象事務評価個票

〔都〕

F

大区分 1 中区分 1 小区分 (1)

<b>事業名</b>	創業・起業支援、経営支援など		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>(事業趣旨・概要)</p> <p>○東京の産業活力を向上させるため、都内に広範囲に存在する中小企業に対し、創業・起業支援、経営支援、技術支援等を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業・起業支援 セミナーの開催、インキュベーション施設の運営・整備費の補助等</li> <li>・経営支援 皮革関連産業の振興、事業継承・再生支援、海外販路開拓支援等</li> <li>・技術支援 新製品・新技術開発への助成、知的財産総合センターの運営等</li> <li>・総合的支援 大企業OB等を活用した販路開拓支援、総合相談窓口の開設等</li> </ul> <p>(区における実施状況)</p> <p>○一般的な経営相談やセミナー等による普及啓発を行っているが、事業承継・再生支援事業のように専門家を集めた委員会で企業の将来を検討する事業や、海外販路開拓支援事業のような個別企業へのハンズオン支援は行っていない。</p> <p>(役割分担のあり方)</p> <p>○都内企業の99%を占める中小企業は、多様な事業分野で特色ある事業活動を行っており、こうした活動を通じ、都民の日常生活の財やサービスを提供するとともに、多様な就業の機会を提供して、地域経済を支える役割を担っている。都内経済の活性化のためには、中小企業の安定的成長と発展が不可欠であり、東京の強みを活かして技術と経営の革新を促進するとともに、国際競争力を高めることが必要である。</p> <p>○このため、都は、中長期的視点から成長性や経済波及効果の高い産業分野への戦略的支援や、ポテンシャルの高い起業者や企業を都内から幅広く公募し、全国・海外展開を視野に入れて行う支援など、広域的視点から実施することでより高い効果が期待できる事業を行い、区は、地域活性化の視点から、地域の産業特性やニーズに基づく創業支援、技術支援、相談等の支援を行うことが望ましい。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性)</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>					
<b>担当</b>	産業労働局							
<b>事</b>	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。							
	チェック	理由 成長性の高い産業に係るポテンシャルの高い起業者や企業を都内から幅広く公募し、全国・海外展開を視野に入れて行う支援など、広域的視点から実施することでより高い効果が期待できる事業については、都が行う必要がある。						
	○							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。							
	チェック	理由 中小企業の幅広いニーズに対し、様々な分野において、高度な専門性を有する人材を活用した支援を行うことにより、効果的・効率的な事業運営が可能となるものであり、各区が個別に人材を確保することは非効率である。						
○								
<b>業</b>	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
	チェック	理由						
	○							
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
	チェック	理由 都は、経営支援の拠点である(財)東京都中小企業振興公社や技術支援の拠点である(地独)東京都立産業技術研究センターを活用し、中小企業の幅広い課題に対して継続的かつ総合的に対応できる体制を確保しており、各区において同様の規模の体制を構築することは困難である。						
○								
<b>評</b>	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。							
	チェック	理由						
	○							
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。							
	チェック	理由						
○								
<b>価</b>	(7) その他特段の事情があるかどうか。							
	チェック	理由						
○		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">都</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">区</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

# 検討対象事務評価個票

〔区〕

F

大区分 1 中区分 1 小区分 (1)

事業名		創業・起業支援、経営支援など		< 考え方 > ○創業・起業支援を含め、中小企業の振興に必要な支援を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携、調整しながら実施すべき事務である。 現在都が行っている事務は、区の事業を補完し、都内全域にわたる中小企業に対する総合的な支援等を講じる事務であり、基本的には、広域的な対応を要するものと考えられるが、区が実施するインキュベーション施設（新事業の創出・育成支援施設）等の整備費に対する補助については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。
担当局		産業労働局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		チェック <input checked="" type="checkbox"/> 理由 特別区の取組みを補完し、都内全域にわたる中小企業に対する総合的な支援等を講じる事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
業			チェック <input type="checkbox"/> 理由	
評			チェック <input type="checkbox"/> 理由	
価			チェック <input type="checkbox"/> 理由	
				総合評価 都      区      保

# 検討対象事務の内容

F

大区分 1 中区分 1 小区分 (1)

<b>事業名</b>	創業・起業支援、経営支援など	(都における事務処理の状況)
<b>担当</b>	産業労働局	
事務の内容	(事務の概要) 東京の産業活力を向上させるため、中小企業に対する創業・起業支援、経営支援、技術支援等を行っている。	
	(主な事務内容) 1 創業・起業支援 (別紙1) 2 経営支援 (別紙2) 3 技術支援 (別紙3) 4 中小企業への総合的支援 (別紙3)	
	(関係法令等)	
	(区との連携状況)	
	(その他)	

# 別紙1

事業名	創業・起業支援、経営支援など		
担当	産業労働局		
事務内容の概要 主な事務内容 1 創業・起業支援 (1)TOKYO起業塾 新しい産業分野に進出する中小企業の起業を支援するとともに、起業促進の環境作りを目的として、起業のためのセミナーの開催及び起業家と企業や投資機関等との交流の場の提供など、起業家をソフト面から支援し中小企業の円滑な起業を促進する。 ・対象者:原則として都内在住あるいは在勤者 ・内容:2日～5日間の期間で創業入門コース、実践女性起業家コース、実践ベンチャー起業家コースなど。費用は3000円～12000円 (2)創業支援機能の運営 東京の活力ある産業の発展を図るため、今後の東京の産業の先導役となることが期待される情報関連産業、ファッション、生活関連産業等、都内で創業を図る起業家や創業間もない企業に対して低廉な賃料で創業の場を提供するため、創業支援機能の整備・運営を行う。(運営主体:東京都中小企業振興公社) ①タイム24ビル(江東区青海) インキュベータオフィス27室、スモールオフィス38室、デジタル工房。使用料の中心価格帯は4万～28万円台前半。 ②東京ファッションタウンビル(江東区有明) インキュベータオフィス11室。使用料の中心価格帯は20万円台後半。 (3)学生起業家育成支援事業 優れた事業計画、プレゼンテーション、経営知識を有した「学生企業家」を経営試験と事業計画のプレゼンテーションで選出し、入選者3チーム以内に会社設立後の事業資金を授与するとともに、事後調査及びフォローアップを行う。 (4)インキュベーション施設の整備・拡充支援 区市町村に対して、将来の地域経済の牽引役である中小・ベンチャー企業を効果的・効率的に育成するインキュベーション施設等の整備に要する経費を補助することで、地域独自の工夫と地域の実態に即した創業事業を促進していく。	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>&lt;TOKYO起業塾の実績&gt; 平成21年度実績 ・創業時サポート 30人 ・人材育成(創業支援セミナー) 入門コース 175人 実践コース 153人 ・出会いの場 企業との交流 2回 147人 創業者との交流 2回 94人 投資機関との交流 2回 105人</p> <p>&lt;学生起業家育成支援事業の実績&gt; 【平成21年度(第8回学生起業家選手権)】 エントリー総数230 優秀賞「逆転新発想!【日本→中国】の人材輸出～美容業界編(同志社大学)」「伝統師をプロデュース!「なでしこキッズ」(慶應義塾大学)」「東京廃校再生「六本木ベジ&amp;フルーツ」(慶應技術大学大学院)」 (運営主体:東京都中小企業振興公社)</p> <p>&lt;インキュベーション施設の整備・拡充支援&gt; 補助対象 インキュベーション施設等の整備を行う区市町村 補助率 1/2 平成21年度実績 3区 3件</p>		
		(事務の概要)	
		(主な事務内容)	
		(関係法令等)	
		(区との連携状況)	
(その他)			

## 別紙2

事業名	創業・起業支援、経営支援など	
担当	産業労働局	
事務内容	<p>(事務の概要)</p> <p>東京の産業活力を向上させるため、中小企業に対する創業・起業支援、経営支援、技術支援等を行っている。</p>	(都における事務処理の状況)
	<p>(主な事務内容)</p> <p>2 経営支援</p> <p>(1)皮革関連産業の振興          皮革関連産業の経営環境は、皮革の輸入自由化などの影響により、厳しいものとなっているため、皮革製品の国内外の展示会出展や技術者の海外研修など、販路拡大・人材育成を支援し、同産業の振興を図る。          &lt;都立皮革技術センター(墨田区東墨田、台東区花川戸)&gt;          ・皮革関連セミナーの開催、皮革・革製品に関する試験、試験室の開放、技術相談 等          ※墨田区、葛飾区、荒川区、足立区、台東区の城東5区にのみ革製造業、革製履き物製造業の95%程度が集積</p> <p>(2)産学公連携事業(地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター)          ①産学公連携コーディネート窓口の設置(環境・リサイクル・繊維分野、電機・電子分野、機械・金属分野、情報・通信分野、サービス業分野、化学・バイオ分野において外部専門家をコーディネータとして活用)          ②関係機関との連携(首都大学東京、中小企業振興公社、産技研など)</p> <p>(3)事業継承・再生支援事業(運営主体:東京都中小企業振興公社)          ①専門家(公認会計士、税理士等含む)による総合的な相談体制          ②事業継承の課題を抱える後継者等による自主的な研究会や普及啓発セミナーの開催</p> <p>(4)国際的ビジネス環境の整備促進          ①東京ビジネスエントリーポイント(都庁舎に設置する総合サービス窓口)          ②海外企業誘致セミナー(欧州2都市)</p> <p>(5)海外販路開拓支援事業          ①海外販路ナビゲーターによるハンズオン支援          ②海外販路開拓支援セミナー          ③海外展示会出展支援</p>	
	<p>(関係法令等)</p> <p>2(1)東京都皮革産業海外見本市参加事業実施要綱          東京都皮革産業技術研究員派遣事業実施要綱          皮革産業振興対策事業費補助金・地方皮革産業振興対策事業費補助金交付要綱          (5)海外販路開拓支援事業補助金交付要綱</p>	
	<p>(区との連携状況)</p>	
	<p>(その他)</p>	

# 別紙3

事業名	創業・起業支援、経営支援など	
担当	産業労働局	
事務内容	<p>(事務の概要)</p> <p>東京の産業活力を向上させるため、中小企業に対する創業・起業支援、経営支援、技術支援等を行っている。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>3 技術支援</p> <p>(1)中小企業経営・技術活性化支援</p> <p>①新製品・新技術開発助成事業 創業3年以上の中小企業による新製品・新技術の研究開発を促進するため、開発経費の一部助成を行う。</p> <p>②経営助成事業 ・市場開拓支援事業(見本市等への出展経費の一部を助成) ・ISOシリーズ取得支援事業(コンサルタントによる指導など社内体制整備に要する事業に助成)</p> <p>(2)知的財産活用への支援 中小企業の知的財産に関するに対する認識を高め、高付加価値製品を生み出す源泉となる知的財産を創造・活用・保護していくため、「知的財産活用戦略」を策定し、東京都知的財産総合センターの運営等を展開。</p> <p>(3)デザイン活用への支援</p> <p>①デザイン普及啓発セミナー ②東京デザインマーケット(中小企業とデザイナーの商談機会を提供) ③産学連携デザイン開発プロジェクト(中小企業と学生デザイナーとの連携支援) ④デザインセンターの運営(産業技術研究所内に設置。デザイン作成機器を整備)</p> <p>4 中小企業への総合的支援</p> <p>(1)中小企業ニューマーケット開拓支援事業 都及び中小企業振興公社の各種支援メニューを利用した中小企業の優れた開発製品と技術を中心に、大企業のOB等によるビジネスナビゲーターを活用した販路開拓支援。</p> <p>(2)総合支援事業</p> <p>①総合的支援体制の整備 東京都中小企業振興公社の総合相談窓口、各種の専門家(弁護士、公認会計士、中小企業診断士、税理士など)を配置し、中小企業等の抱える様々な悩みにワンストップで対応する。</p> <p>②継続的支援体制の整備 創業者等を継続的に支援するためのプロジェクトマネージャー等の配置、事業可能性評価委員会の運営、各種セミナー、交流会等の情報提供に加え、中小企業診断士、弁理士等の専門家の派遣、人材育成事業など多面的な総合支援サービスを提供している。</p>	<p>&lt;新製品・新技術開発助成事業の実績&gt;</p> <p>平成21年度実績 56件 4億2660万3000円(交付決定額)</p> <p>&lt;経営助成事業の実績&gt;</p> <p>市場開拓支援:平成21年度実績 40件 7,795万円(交付決定額) ISO取得支援:平成21年度実績 64件 2,705万円(交付決定額)</p> <p>&lt;中小企業ニューマーケット開拓支援事業の実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象製品 高い製品開発力・技術力の評価を得ている都内中小企業の開発製品・技術</li> <li>・平成21年度実績 成約件数 180件</li> </ul> <p>&lt;総合支援事業の実績&gt;(公社本社及び城東、城南、多摩支社合計)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合支援体制の整備 平成21年度実績 相談件数 17,347件</li> <li>・継続的支援体制の整備 平成21年度実績 委員会開催数 12回</li> <li>・情報提供事業 平成21年度実績 産業セミナー回数 11回 交流会回数 99回</li> <li>・専門家派遣・人材育成事業 平成21年度実績 専門家派遣件数 467件 人材育成回数 28回</li> </ul>
	<p>(関係法令等)</p> <p>3(1)中小企業経営・技術活性化支援事業等事務費補助金交付要綱 (2)東京都知的財産総合センター事業実施要綱 (3)産学連携デザイン開発プロジェクト実施要綱 東京都デザイン導入支援事業実施要綱 実践的デザイナー育成事業実施要綱 4(1)東京都中小企業ニューマーケット開拓支援事業要綱 (2)東京都総合支援事業等補助金交付要綱</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地指導 平成21年度実績 実地指導回数 133回</li> </ul>
	<p>(区との連携状況)</p>	
	<p>(その他)</p>	

# 検討対象事務評価シート

F

任意共管事務

1 中小企業対策に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
2 金融支援											
(1) 金融支援	中小企業の資金調達の円滑化を図るため、制度融資などを行う。	区	○							○中小企業の資金調達を支援する事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で実施すべき事業である。現在都が行っている事務は、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○						○資金調達は企業活動の根幹であり、運転資金、設備資金、製品開発、規模拡大など、様々な資金需要に応じた円滑な資金調達が必要であることから、東京の産業界全体の底上げを図るためには、産業の基盤を支える中小企業に対し、総合的・継続的な支援を行う必要がある。 ○このため、都は、都内中小企業の金融の多様化及び円滑化を図るため、中小企業が都内のどこに事業所を有していても、同一の条件で比較的大口資金の融資を受けることのできる制度融資を実施している。 ○一方、区は、区内の中小企業者に対して、地域の産業の実情に応じた独自の制度融資を実施しているが、これは比較的小口の資金に対応するものであり、区ごとに融資制度、限度額、利率等の条件は異なる。各区の区域を超えて事業を実施する都内中小企業の中には区制度の利用条件に該当しない企業もあり、こうした条件下、中小企業者は都及び区が実施する様々な融資メニューの中から、資金調達に適したものを選択して利用している。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都



# 検討対象事務評価個票

〔都〕

F

大区分 1 中区分 2 小区分 (1)

事業名		金融支援		<p>&lt; 考え方 &gt; (事業趣旨・概要)</p> <p>○信用力が低く、金融機関から融資を受けにくい中小企業の資金調達の円滑化を図るため、都、東京信用保証協会及び金融機関の3者が協調して制度融資を実施している。都は融資の原資となる資金を金融機関へ預託し、金融機関が都の定める融資条件の範囲内で、東京信用保証協会の保証を付して融資を行う。</p> <p>○東京信用保証協会の保証業務の円滑化を図り、中小企業への融資を促進するため、保証協会が保証債務の履行により取得した求償権の一部について、原則として償却の際に補助を行うほか、経営状況が悪化している企業者等の負担軽減のため、信用保証料の一部を都が負担する。</p> <p>(区における実施状況)</p> <p>○信用保証協会及び金融機関と協力して、中小企業の資金繰りを支援するためあっせん融資を実施している。また、一部の区では利子補給、保証料補助についても実施している。</p> <p>(役割分担のあり方)</p> <p>○資金調達は企業活動の根幹であり、運転資金、設備資金、製品開発、規模拡大など、様々な資金需要に応じた円滑な資金調達が必要であることから、東京の産業界全体の底上げを図るためには、産業の基盤を支える中小企業に対し、総合的・継続的な支援を行う必要がある。</p> <p>○このため、都は、都内中小企業の金融の多様化及び円滑化を図るため、中小企業が都内のどこに事業所を有していても、同一の条件で比較的大口資金の融資を受けることのできる制度融資を実施している。</p> <p>○一方、区は、区内の中小企業者に対して、地域の産業の実情に応じた独自の制度融資を実施しているが、これは比較的小口の資金に対応するものであり、区ごとに融資制度、限度額、利率等の条件は異なる。各区の区域を超えて事業を実施する都内中小企業の中には区制度の利用条件に該当しない企業もあり、こうした条件の下、中小企業者は都及び区が実施する様々な融資メニューの中から、資金調達に適したものを選択して利用している。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性)</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>
担当		産業労働局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		チェック ○	
	理由 都内全域を通じて中小企業者にとって同じ条件で効果的な金融支援を進めるためには、全都的な視点に立った取り組みが必要である。			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		チェック ○	
	理由 各区の区域を超えて事業展開する中小企業への対応など、広域的な施策展開が必要であり、各区による個別の取組だけでは中小企業の資金需要に対応できない。			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		チェック 	
	理由			
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		チェック 	
理由				
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		チェック 	
	理由			
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		チェック 	
理由				
評	(7) その他特段の事情があるかどうか。		チェック 	
	理由			
価			チェック 	
	理由			
			総合評価 都 区 保	

# 検討対象事務評価個票

〔区〕

F

大区分 1 中区分 2 小区分 (1)

	事業名	金融支援		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○中小企業の資金調達を支援する事務であり、スケールメリットを活かした都の制度と地域実情に応じた区の制度をそれぞれの立場で実施すべきものである。                  現在都が行っている事務は、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>					
	担当局	産業労働局							
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	○	資金調達の円滑化を図るため、スケールメリットを活かして実施する融資制度等の事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
評	チェック	理由							
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
価	チェック	理由							
	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
<table border="1" style="float: right; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; width: 33%;">(都)</td> <td style="text-align: center; width: 33%;">区</td> <td style="text-align: center; width: 33%;">保</td> </tr> </table>				総合評価			(都)	区	保
総合評価									
(都)	区	保							

# 検討対象事務の内容

F

大区分 1 中区分 2 小区分 (1)

事業名	金融支援		
担当	産業労働局		
事 務 の 内 容	(事務の概要)	(都における事務処理の状況)	
	中小企業の資金調達の円滑化を図るため、制度融資などを行っている。	＜中小企業制度融資の実績＞(平成21年度)	
	(主な事務内容)	融資制度区分	略 称
	1 中小企業制度融資	小口資金融資	件数 (件)
	信用力が低く、金融機関から融資を受けにくい中小企業の資金調達の円滑化を図るため、都、東京信用保証協会及び金融機関の3者が協調して融資を行う。都は融資の原資となる資金を金融機関へ預託し、金融機関が都の定める融資条件の範囲内で、東京信用保証協会の保証を付して融資を行っている。現在、保証限度額は、無担保保証の8000万円を含め、2億8000万円までとなっている。	小規模企業融資	8,145
	種類:小口資金融資、小規模企業融資、創業融資、産業力強化融資、企業立地促進融資、経営支援融資、再建・資金状況改善融資、自律・組合融資	創業融資	5,880
	2 中小企業金融の信用補完等	産業力強化融資	1,470
	東京信用保証協会の保証業務の円滑化を図り、中小企業への融資を促進するため、保証協会が保証債務の履行により取得した求償権の一部について、原則として償却の際に補助を行うほか、経営状況が悪化している企業者等の負担軽減のため、信用保証料の一部を都が負担する。	企業立地促進融資	205
		経営支援融資	2
		再建・資金状況改善融資	47,946
	災害復旧資金融資	68	
	自律・組合融資	666	
	計	0	
	計	72,328	
(関係法令等)	信用保証協会法、東京都信用保証補助審査会条例、平成22年度東京都中小企業制度融資要項、東京都中小企業制度融資保証債務履行補助金交付要綱、東京都中小企業制度融資に係る信用保証に要する信用保証料負担金交付要綱		
(区との連携状況)			
(その他)			

# 検討対象事務評価シート

F

任意共管事務

1 中小企業対策に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
<b>4 商店街振興に関する事務</b>											
(1) 商店街振興に関する事務	区市町村や商店街の多種多様な取組を支援することにより、地域経済や雇用を支える商店街の活性化を図る。	区	○							<p>○商店街の活性化を図るため、商業の担い手の育成や商店街の取組みに対する支援を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携、調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、区が実施する商店街補助事業に対する補助については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>	都区
		都	○	○						<p>○商店街は、地域商業の核として都民・区民の日々の暮らしに必要な商品やサービスを提供するとともに、地域住民の生活やコミュニティの核としても重要な役割を果たしている。しかし、現状は、消費者ニーズの多様化や大型店舗の進出、低価格競争や店主の高齢化、後継者難などにより、厳しい経営環境にある。</p> <p>○このため、商店街振興のための様々な取組が都内全域において活発に展開されるよう、都は各区が行う「商店街振興プラン」の策定を支援するとともに、プランに基づき各区が取り組む商店街振興事業への補助や、次代の商店街を担う「人づくり」への多面的な支援を行うことにより、東京全体の地域商業の活性化を図っていく必要がある。</p> <p>○また、特定施策推進型商店街事業は、防災、治安、環境、物流、福祉など、都の緊急かつ重要な特定の施策に協力して商店街等が行う事業を、関係局等と連携して特別に支援することにより、都の行政施策の推進と都内商店街の振興とを同時に図るものであり、各区による個別の実施では事業目的が達成できない。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

# 検討対象事務評価個票

〔都〕

F

大区分 1 中区分 4 小区分 (1)

	事業名	商店街振興に関する事務						
	担当	産業労働局						
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。							
	チェック	理由 商店街振興のための様々な取組が都内全域において活発に展開されるよう、都は各区が行う「商店街振興プラン」の策定を支援するとともに、プランに基づき各区が取り組む商店街振興事業への補助や、次代の商店街を担う「人づくり」への多面的な支援を行うことにより、東京全体の地域商業の活性化を図っていく必要がある。	<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p><b>(事業趣旨・概要)</b>                      ○区市町村や商店街の多種多様な取組を支援することにより、地域経済や雇用を支える商店街の活性化を図るため、フォーラムの開催や専門家の派遣などを行う「進め！若手商人育成事業」や、区市町村の商店街振興事業を支援する「新・元気を出せ！商店街事業」を実施している。</p> <p><b>(区における実施状況)</b>                      ○まちづくりの視点を導入した商店街振興の全体計画である「商店街振興プラン」を策定し、これに基づいて、地域の特性と実情に応じた商店街振興施策を実施している。</p> <p><b>(役割分担のあり方)</b>                      ○商店街は、地域商業の核として都民・区民の日々の暮らしに必要な商品やサービスを提供するとともに、地域住民の生活やコミュニティの核としても重要な役割を果たしている。しかし、現状は、消費者ニーズの多様化や大型店舗の進出、低価格競争や店主の高齢化、後継者難などにより、厳しい経営環境にある。</p> <p>○このため、商店街振興のための様々な取組が都内全域において活発に展開されるよう、都は各区が行う「商店街振興プラン」の策定を支援するとともに、プランに基づき各区が取り組む商店街振興事業への補助や、次代の商店街を担う「人づくり」への多面的な支援を行うことにより、東京全体の地域商業の活性化を図っていく必要がある。</p> <p>○また、特定施策推進型商店街事業は、防災、治安、環境、物流、福祉など、都の緊急かつ重要な特定の施策に協力して商店街等が行う事業を、関係局等と連携して特別に支援することにより、都の行政施策の推進と都内商店街の振興とを同時に図るものであり、各区による個別の実施では事業目的が達成できない。</p> <p><b>(役割分担の見直しの必要性)</b>                      ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>					
	○							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。							
	チェック	理由 特定施策推進型商店街事業は、防災、治安、環境、物流、福祉など、都の緊急かつ重要な特定の施策に協力して商店街等が行う事業を、関係局等と連携して特別に支援することにより、都の行政施策の推進と都内商店街の振興とを同時に図るものであり、各区による個別の実施では事業目的が達成できない。						
	○							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
	チェック	理由						
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
チェック	理由							
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
チェック	理由							
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
チェック	理由							
(7) その他特段の事情があるかどうか。								
チェック	理由							
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em; border: 1px solid black;">都</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em; border: 1px solid black;">区</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em; border: 1px solid black;">保</td> </tr> </table>			総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

# 検討対象事務評価個票

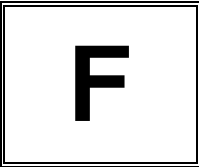
〔区〕

F

大区分 1 中区分 4 小区分 (1)

	事業名	商店街振興に関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○商店街の活性化を図るため、商業の担い手の育成や商店街の取組みに対する支援を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携、調整しながら実施すべき事務である。</p> <p>現在都が行っている事務は、区の事業を補完し、都内全域にわたる商業の担い手育成や商業活性化策を講じる事務であり、基本的には、広域的な対応を要するものと考えられるが、区が実施する商店街補助事業に対する補助については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>					
	担当局	産業労働局							
事       業       評       価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	○	特別区の取組みを補完し、スケールメリットを活かして、都内全域にわたる商業の担い手育成や商業活性化策を講じる事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。									
チェック	理由								
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。									
チェック	理由								
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。									
チェック	理由								
(7) その他特段の事情があるかどうか。									
チェック	理由								
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; width: 30px;">都</td> <td style="text-align: center; width: 30px;">区</td> <td style="text-align: center; width: 30px;">保</td> </tr> </table>				総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

# 検討対象事務の内容



大区分 1 中区分 4 小区分 (1)

事業名	商店街振興に関する事務	
担当	産業労働局	
事務内容	<p>(事務の概要)</p> <p>区市町村や商店街の多種多様な取組を支援することにより、地域経済や雇用を支える商店街の活性化を図っている。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>&lt;新・元気をさせ！商店街事業の実績&gt;</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>1 進め！若手商人育成事業 フォーラムの開催や専門家の派遣、講座や研究会の開催など、次代の商店街を担う若手商人を育成するための多面的な事業を、連携・集中・実践性を強化して実施する。(運営主体:東京都中小企業振興公社)</p> <p>(1)商店街パワーアップ作戦(専門家チームの派遣、勉強会、相談会等) (2)若手商人研究会(若手店主を中心に、学生、学校関係者、NPO法人等を交えた研究会を発足) (3)商人大学校(全10回の講義で販促、店舗づくり、接客・営業スキルアップなどを勉強) (4)中小小売商業活性化フォーラム (5)商人インターンシップ(都内商業科高校生に商店街において商人としての就業体験を実施) (6)商店街起業促進サポート(商店街関係者、金融機関、専門家によるサポート) (7)中小小売商業活性化フォーラム(店主等に対して経営意欲の増進を図るため、講演等を実施)</p> <p>2 新・元気をさせ！商店街事業 各区市町村が策定した商店街振興プランに基づき実施する商店街振興事業に対し総合的支援を実施。</p> <p>(1)商店街補助事業 ①イベント事業・活性化事業(補助対象:区市町村、助成率1/3以内、1/2以内) ②地域連携モデル商店街事業(補助対象:区市町村、助成率2/5以内) ③特定施策推進型商店街事業(補助対象:商店街、助成率4/5以内) ④広域支援型商店街事業(補助対象:東京都商店街振興組合連合会、助成率10/10以内)</p> <p>(2)商店街グランプリ 商店街の優れた取組みを表彰する。(グランプリ:20万円、準グランプリ:10万円)</p> <p>(3)商店街パワーアップ基金 商店街が株式会社等を設立して取組む商店街活性化事業等を資金、経営面から支援。 補助対象:会社、NPO法人、商工団体等 助成率:1/2以内</p>	<p>・平成21年度実績</p> <p>商店街補助事業 2,631件 商店街グランプリ 10件 商店街パワーアップ基金 8件</p>
	<p>(関係法令等)</p> <p>・東京都新・元気をさせ！商店街事業費補助金交付要綱</p>	
	<p>(区との連携状況)</p> <p>(その他)</p>	

# 検討対象事務評価シート

F

任意共管事務

3 農業の振興に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 農業の振興に関する事務											
(1) 農業の振興に関する事務	高い意欲と戦略的な経営マインドを有する農業者に対し、施設整備等への支援を行い、都市の有利性を活かした農業経営力を強化する。	区								○意欲の高い農業者に施設整備費の支援を行う事務であり、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。	区
		都	○	○						○東京の都市農業は、大消費地の中にあるメリットを最大限に活かし、都民の食卓に新鮮で安全・安心な農産物を届けており、さらに、生産の基盤である農地は、都民生活に潤いと安らぎを与え、災害時には避難場所を提供するなど多面的機能を有している。このような東京の都市農業をさらに発展させるためには、その担い手である農業者の経営力・収益力の強化が不可欠である。 ○このため、東京全体の農業の発展や農地の保全に寄与する取組が広く展開されるよう、都は、農業協同組合、農業法人等が行う農業経営を向上させるための施設整備への補助や、経営コンサルタント等の派遣による専門性の高い経営指導など、広域的な立場からの支援を行っていく必要がある。 ○一方、区は、地域の実情や住民のニーズを的確にとらえ、区内の農業者に対する独自の補助事業などにより、地域に根ざした農業の振興を図っていくことが望ましい。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都



# 検討対象事務評価個票

〔都〕

F

大区分 3 中区分 1 小区分 (1)

事業名		農業の振興に関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>(事業趣旨・概要)                  ○都市農業の経営力を強化するため、高い経営意欲を持った農業者に対し、施設整備の支援や経営コンサルタント等の専門家による助言を行うことにより、農業者の経営改善の取組を支援する「都市農業経営パワーアップ事業」を実施している。</p> <p>(区における実施状況)                  ○一部の区において、独自の農業支援策を展開している。</p> <p>(役割分担のあり方)                  ○東京の都市農業は、大消費地の中にあるメリットを最大限に活かし、都民の食卓に新鮮で安全・安心な農産物を届けており、さらに、生産の基盤である農地は、都民生活に潤いと安らぎを与え、災害時には避難場所を提供するなど多面的機能を有している。このような東京の都市農業をさらに発展させるためには、その担い手である農業者の経営力・収益力の強化が不可欠である。</p> <p>○このため、東京全体の農業の発展や農地の保全に寄与する取組が広く展開されるよう、都は、農業協同組合、農業法人等が行う農業経営を向上させるための施設整備への補助や、経営コンサルタント等の派遣による専門性の高い経営指導など、広域的な立場からの支援を行っていく必要がある。</p> <p>○一方、区は、地域の実情や住民のニーズを的確にとらえ、区内の農業者に対する独自の補助事業などにより、地域に根ざした農業の振興を図っていくことが望ましい。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性)                  ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>
担当		産業労働局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由	都民に安全・安心な農産物を提供する農業の発展と、多面的な機能を有する農地の保全を図ることは全都的な課題である。このため、農業者の経営力・収益力を強化することが不可欠であり、都が広域的な立場から支援していく必要がある。	
	○			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由	事業実施に際し、経営コンサルタント等の専門家や農業分野の専門的な知識を有する人材が必要であり、それらの人材を各区が個別に確保することは非効率である。	
	○			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		

総合評価		
都	区	保

# 検討対象事務評価個票

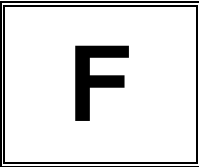
〔区〕

F

大区分 3 中区分 1 小区分 (1)

事業名		農業の振興に関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○意欲の高い農業者に施設整備費の支援を行う事務であり、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>						
担当局		産業労働局								
事 業 評 価	37 障害者の就労の促進に関する事務									
	チェック	理由								
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。									
	チェック	理由								
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。									
	チェック	理由								
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。									
	チェック	理由								
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。									
	チェック	理由								
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。										
チェック	理由									
(7) その他特段の事情があるかどうか。										
チェック	理由									
				<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価										
都	区	保								

# 検討対象事務の内容



大区分 3 中区分 1 小区分 (1)

事業名	農業の振興に関する事務	
担当	産業労働局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>高い意欲と戦略的な経営マインドを有する農業者に対し、施設整備等への支援を行い、都市の有利性を活かした農業経営力を強化する。(平成22年度新規事業)</p>	(都における事務処理の状況)
	<p>(主な事務内容)</p> <p>&lt;都市農業経営パワーアップ事業&gt;(平成22年度新規事業)</p> <p><b>【事業内容】</b> 5年後を目標とした農業経営の計画である「パワーアップ計画」の実現を支援。 事業費1,000万円を1単位とし、年40単位を実施。最低事業費は500万円(0.5単位)。補助率1/2以内。 事業実施後に経営上の問題がある場合は、経営コンサルタント等を派遣し経営指導を行う、フォローアップを実施する。</p> <p><b>【事業主体】</b> 区市町、JA、3戸以上の農家(認定農業者等)で構成する農業法人や営農集団、特認経営体(特に認める3戸未満の戸別経営体など)</p> <p><b>【対象者】</b> 「パワーアップ計画」を策定した農業者(※認定農業者、営農意欲が高く農業収入が300万円以上の農業者等)</p>	
	<p>(関係法令等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市農業経営パワーアップ事業実施要綱</li> <li>都市農業経営パワーアップ事業費補助金交付要綱</li> </ul>	
	<p>(区との連携状況)</p>	
	<p>(その他)</p>	

# 検討対象事務評価シート

F

任意共管事務

5 若年労働者・高齢者の就業対策に関する事務(シルバー人材センター補助など)										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 若年労働者・高齢者の就業対策に関する事務(シルバー人材センター補助など)										
	区	○							<p>○若年者並びに高齢者の就業支援を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携、調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、区が行う高齢者の就業支援対策やシルバー人材センターへの支援に対する補助については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>	都区
<p>(1) 若年労働者・高齢者の就業対策に関する事務(シルバー人材センター補助など)</p> <p>若者ジョブサポーターの組織化などにより若年者の就業を支援するとともに、はつらつ高齢者就業機会創出支援事業などにより高齢者の就業を支援する。</p>	都	○	○						<p>○東京の失業率は高い水準で推移しており、不安定な就業状態にある若年者が増加している。一方、団塊の世代が定年退職期を迎える中で、経済的な理由や生きがい、社会参加を理由に就業を希望する高齢者が多くみられる。就業対策は国や都区がそれぞれの立場から連携して取り組むべき課題であり、多様なニーズに的確に対応していくことが求められる。</p> <p>○例えば、若者ジョブサポーター事業は、インターンシップや職場体験の受入など、若者の職業的自立を支援する企業等を広く募集し、その情報を集約して提供することが効果的であり、都が広域的に実施する必要がある。</p> <p>○また、身近な地域での就業を希望する傾向にある高齢者の就業支援については、効果的な対策が都内全域において確実に実施されるよう、都は、シルバー人材センター等に係る区への補助を通じて、地域の実情に応じた区の取組を後押ししていく必要がある。</p> <p>○東京都シルバー人材センター連合は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、都内全域において業務を行う都道府県単位の団体であり、その事業費の補助は都が行う必要がある。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

# 検討対象事務評価個票

〔都〕

F

大区分 5 中区分 1 小区分 (1)

	事業名	若年労働者・高齢者の就業対策に関する事務(シルバー人材センター補助など)							
	担当	産業労働局							
事          業          評          価		(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	<p>&lt; 考え方 &gt; (事業趣旨・概要) ○若年者や高齢者の就業を支援するため、若者の職業的自立を支援する企業等を登録・組織化する若者ジョブサポーター事業、アクティブシニア就業支援センターやシルバー人材センターを支援する区市町村への補助、東京都シルバー人材センター連合への補助等を行っている。</p> <p>(区における実施状況) ○高齢者に対する無料職業紹介等を行うアクティブシニア就業支援センターや高齢者の就業機会を確保するシルバー人材センターの支援など、地域における若年者や高齢者の就業対策を行っている。</p> <p>(役割分担のあり方) ○東京の失業率は高い水準で推移しており、不安定な就業状態にある若年者が増加している。一方、団塊の世代が定年退職期を迎える中で、経済的な理由や生きがい、社会参加を理由に就業を希望する高齢者が多くみられる。就業対策は国や都区がそれぞれの立場から連携して取り組むべき課題であり、多様なニーズに的確に対応していくことが求められる。</p> <p>○例えば、若者ジョブサポーター事業は、インターンシップや職場体験の受入など、若者の職業的自立を支援する企業等を広く募集し、その情報を集約して提供することが効果的であり、都が広域的に実施する必要がある。</p> <p>○また、身近な地域での就業を希望する傾向にある高齢者の就業支援については、効果的な対策が都内全域において確実に実施されるよう、都は、シルバー人材センター等に係る区への補助を通じて、地域の実情に応じた区の実施を後押ししていく必要がある。</p> <p>○東京都シルバー人材センター連合は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、都内全域において業務を行う都道府県単位の団体であり、その事業費の補助は都が行う必要がある。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性) ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>						
	チェック	○		理由 身近な地域での就業を希望する傾向にある高齢者の就業支援については、効果的な対策が都内全域において確実に実施されるよう、シルバー人材センター等に係る区への補助を通じて、地域の実情に応じた区の実施を都が後押ししていく必要がある。					
		(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。							
	チェック	○		理由 就業対策は国や都区がそれぞれの立場から連携して取り組むべき課題であり、各区による個別の取組だけでは高い事業効果が期待できない。					
		(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
	チェック			理由					
		(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
	チェック			理由					
		(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。							
	チェック			理由					
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
チェック		理由							
	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
チェック		理由							
			<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px;">都</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 30px;">区</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 30px;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

# 検討対象事務評価個票

〔区〕

F

大区分 5 中区分 1 小区分 (1)

事業名	若年労働者・高齢者の就業対策に関する事務(シルバー人材センター補助など)	
担当局	産業労働局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="radio"/>	全都的に就学機会を確保するための支援や広域的な活動を行う団体への助成などは、都が広域的な立場で処理することが必要である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		

＜ 考え方 ＞		
<p>○若年者並びに高齢者の就業支援を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携、調整しながら実施すべき事務である。</p> <p>現在都が行っている事務は、就職の機会を確保するための身元保証や就業支援協力企業の組織化、広域的に活動する団体への助成など、基本的には、広域的な対応を要するものと考えられるが、区が行う高齢者の就業支援対策やシルバー人材センターへの支援に対する補助については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>		
総合評価		
都	区	保

# 検討対象事務の内容

F

大区分 5 中区分 1 小区分 (1)

<b>事業名</b>	若年労働者・高齢者の就業対策に関する事務(シルバー人材センター補助など)	
<b>担当</b>	産業労働局	
事 務 の 内 容	(事務の概要) 若者ジョブサポーターの組織化などにより若年者の就業を支援するとともに、はつらつ高齢者就業機会創出支援事業などにより高齢者の就業を支援する。	(都における事務処理の状況)
	(主な事務内容) 1 若年者の就業対策 (1)就職支援のための身元保証 都が身元保証をすることによって遺児等の就職を容易にし、あわせて雇用の促進に資する。 (2)若者ジョブサポーターの組織化 若者の職業的自立を支援する取組を行う企業等を登録・組織化し関係部署に情報提供を行う。	1(1)就職支援のための身元保証 身元保証件数(平成21年度) 0件  1(2)若者ジョブサポーターの組織化 登録:426社(平成21年度末現在)
	2 高齢者の就業対策 (1)はつらつ高齢者就業機会創出支援事業 区市町村が、地域の高齢者の就業支援のために就業相談や就業情報の提供、あっせんを行うための拠点(アクティブシニア就業支援センター)を、公益法人等を活用して整備した場合に、運営費の一部を助成する。 (2)シルバー人材センター事業の推進 シルバー人材センター事業の推進を図るため、区市町村や東京都シルバー人材センター連合への補助等を行う。	2(1)はつらつ高齢者就業機会創出支援事業 補助対象 区市町村 補助率 1/2 平成21年度実績 8区  2(2)シルバー人材センター事業の推進 補助対象 区市町村、東京都シルバー人材センター連合 補助率 1/2 平成21年度実績 23区
	(関係法令等) 遺児等の身元保証に関する条例、遺児等の身元保証に関する条例施行規則、東京都はつらつ高齢者就業機会創出支援事業補助金交付要綱、高齢者雇用安定法、国が定める「シルバー人材センター事業関係の執行方針」、東京都シルバー人材センター事業実施要綱・事業補助金交付要綱・就業機会拡大支援事業実施要綱	
	(区との連携状況)	
(その他)		

# 検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

F

任意共管事務

7 労働知識の普及・啓発に関する事務(労働教育、資料・情報の提供など)												
	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価	
<b>1 労働知識の普及・啓発に関する事務(労働教育、資料・情報の提供など)</b>												
(1)労働知識の普及・啓発に関する事務(労働教育、資料・情報の提供など)	労働セミナーの実施などにより、労働知識の普及・啓発を行う。	区	○							○広域的に労働知識等の普及・啓発を図る事務であり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都	
		都	○	○						○労使団体等に対し労働法や労働問題に関する正しい知識を付与してトラブルの未然防止を図ることは、中小企業や労使団体が集中し雇用者の数も全国一である都において、きわめて重要である。このため、都は広域的な立場から都内全域を通じて一定レベルの労働関係知識の普及を確保するための取組を行う必要がある。 ○一方、区は、都との共催による労働セミナーの開催など、都の施策と相まって地域の実情に応じた取組を行うなど、都区がそれぞれの立場から重層的に行うことにより、効果的な事業実施が可能となる。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都	



# 検討対象事務評価個票

〔都〕

F

大区分 7 中区分 1 小区分 (1)

<b>事業名</b>	労働知識の普及・啓発に関する事務(労働教育、資料・情報提供など)	
<b>担当</b>	産業労働局	
<b>事 業</b>	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	
	○	理由 労使団体等に対し労働法や労働問題に関する正しい知識を付与してトラブルの未然防止を図ることは、中小企業や労使団体が集中し雇用者の数も全国一である都において、きわめて重要である。このため、都は広域的な立場から都内全域を通じて一定レベルの労働関係知識の普及を確保するための取組を行う必要がある。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	
	○	理由 都区がそれぞれの立場から重層的に行うことにより、効果的な事業実施が可能となるものであり、各区による個別の取組だけでは、高い事業効果が期待できない。
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック		
	理由	
<b>業</b>	(4) 事業規模や施設の規模、配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	
		理由
<b>評</b>	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	
		理由
<b>価</b>	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	
		理由
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
チェック		
	理由	

<b>&lt; 考え方 &gt;</b>						
<p><b>(事業趣旨・概要)</b>          ○労働法や労働問題に関する知識の普及啓発を図るため、労働者・使用者や都民向けのセミナーの開催、労使団体等が行う研修への講師派遣、労使団体等が行う労働教育活動に対する補助、普及・啓発資料の発行等を行っている。</p> <p><b>(区における実施状況)</b>          ○労働法令に関するセミナーを都と合同で開催しているほか、企業経営に関するセミナー、男女平等推進の研修会などを実施している区もある。</p> <p><b>(役割分担のあり方)</b>          ○労使団体等に対し労働法や労働問題に関する正しい知識を付与してトラブルの未然防止を図ることは、中小企業や労使団体が集中し雇用者の数も全国一である都において、きわめて重要である。このため、都は広域的な立場から都内全域を通じて一定レベルの労働関係知識の普及を確保するための取組を行う必要がある。</p> <p>○一方、区は、都との共催による労働セミナーの開催など、都の施策と相まって地域の実情に応じた取組を行うなど、都区がそれぞれの立場から重層的に行うことにより、効果的な事業実施が可能となる。</p> <p><b>(役割分担の見直しの必要性)</b>          ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>						
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; width: 33%;"><span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">都</span></td> <td style="text-align: center; width: 33%;"><span style="border: 1px solid black; padding: 5px;">区</span></td> <td style="text-align: center; width: 33%;"><span style="border: 1px solid black; padding: 5px;">保</span></td> </tr> </table>	総合評価			<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">都</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 5px;">区</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 5px;">保</span>
総合評価						
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">都</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 5px;">区</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 5px;">保</span>				

# 検討対象事務評価個票

〔区〕

F

大区分 7 中区分 1 小区分 (1)

<b>事業名</b>	労働知識の普及・啓発に関する事務(労働教育、資料・情報の提供など)	
<b>担当局</b>	産業労働局	
<b>事 業 評 価</b>	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	○	広域的に労働知識等の普及・啓発を図る事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

<b>&lt; 考え方 &gt;</b>	○広域的に労働知識等の普及・啓発を図るため、区部に4か所立地する労働相談情報センターが行う、全都的・統一的に普及・啓発を行う必要があるテーマを題材とした労働セミナーや出張相談、自主的労働教育の支援等の事務であり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。						
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; width: 30px;">都</td> <td style="text-align: center; width: 30px;">区</td> <td style="text-align: center; width: 30px;">保</td> </tr> </table>		総合評価			都	区	保
総合評価							
都	区	保					

# 検討対象事務の内容

F

大区分 7 中区分 1 小区分 (1)

<b>事業名</b>	労働知識の普及・啓発に関する事務(労働教育、資料・情報の提供など)
<b>担当</b>	産業労働局
<b>事 務 の 内 容</b>	(事務の概要) 労働セミナーの実施などにより、労働知識の普及・啓発を行っている。
	(主な事務内容) 1 労働セミナー (1)個別課題セミナー (2)労働法周知セミナー (3)総合講座  2 出張労働教育 職業能力開発センターや労使団体等が実施する研修の場に、労働相談情報センター職員を講師として派遣し、労働法や労働問題に関する知識の普及を図る。  3 自主的労働教育の支援 労組等が行う労働教育活動に対する補助 ・労働団体、使用者団体 32団体 ・限度額 1団体3万5400円  4 普及・啓発資料の発行 など
	(関係法令等) 労働セミナー実施要綱、職業能力開発センターの生徒を対象とする労働教育講師派遣取扱要綱
	(区との連携状況)
	(その他)

(都における事務処理の状況)

<労働セミナーの実施実績>

		実施回数	申込者数	受講者数
個別課題セミナー	使用者向けセミナー	24	3,768	2,710
	労働者向けセミナー	24	3,773	2,602
	多様な働き方セミナー	24	2,997	2,038
	時事的課題セミナー	4	1,194	733
	小計	76	11,732	8,083
労働法周知セミナー		6	1,133	828
総合講座	多摩地域総合セミナー	1	262	235
	東京労働大学講座	1	—	504
	小計	2	262	739
合計		84	13,127	9,650

# 検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

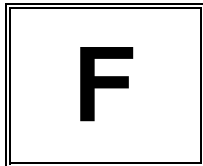
F

任意共管事務

8 勤労者福祉対策に関する事務											
	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
<b>2 中小企業従業員融資、家内労働対策</b>											
(1) 中小企業従業員融資、家内労働対策	中小企業の従業員等を対象に、生活資金並びに妊娠中、子育て期間中または介護休業期間に要する資金を、中央労働金庫等を通じて融資するほか、家内労働法の普及啓発、家内労働の衛生環境改善に対する助成等を行う。	区	○							○広域的な労働行政として、中小企業の従業員に対する融資や家内労働者の労働環境確保のための支援等を行う事務であり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○						○わが国の経済が停滞する中、勤労者を取り巻く環境は厳しさを増しており、都内企業の99%を占める中小企業の従業員等の生活の安定を確保することは全都的な課題である。このため都は、中小企業等で働く都民の誰もが利用しやすい融資制度の運用などを通じて、その生活の安定を図っていく必要がある。 ○現在の融資制度を区に移管した場合、金融機関や保証機関が実績報告、保証料の請求等を各区に対して行う必要が生じ、事務量が增大するため非効率となるだけでなく、融資原資の規模が縮小し、多くの利用者に対して低利での融資を行うことが困難となる。 ○一方、区は、地域の実情に応じて融資制度を実施するほか、負担軽減策の充実などにより都の融資制度を補完する制度を整備し、利用者にとってより有利な制度としていくことが望ましい。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

# 検討対象事務評価個票

〔都〕



大区分 8 中区分 2 小区分 (1)

事業名	中小企業従業員融資、家内労働対策	
担当	産業労働局	
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 中小企業の従業員等の生活の安定を確保することは全都的な課題であり、都は、中小企業等で働く都民の誰もが利用しやすい融資制度の運用などを通じて、その生活の安定を図っていく必要がある。
	○	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由 現在の融資制度を区に移管した場合、金融機関や保証機関が実績報告、保証料の請求等を各区に対して行う必要が生じ、事務量が增大するため非効率となるだけでなく、融資原資の規模が縮小し、多くの利用者に対して低利での融資を行うことが困難となる。
	○	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
業	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
チェック	理由	
評	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
チェック	理由	
価		

＜ 考え方 ＞								
<p><b>（事業趣旨・概要）</b>                  ○中小企業の従業員等を対象に、生活資金並びに妊娠中、子育て期間中または介護休業期間に要する資金を、中央労働金庫等を通じて融資するなどの支援を行う。</p>								
<p><b>（区における実施状況）</b>                  ○中小企業従業員融資については、一部の区で制度を実施している例があるが、地域の実情に合わせているため、提携金融機関、融資対象者、融資限度額、支援内容（保証料の負担、利子補給等）は様々である。また、都の制度利用者に対し、利子補給制度を設けている区がある。</p>								
<p><b>（役割分担のあり方）</b>                  ○わが国の経済が停滞する中、勤労者を取り巻く環境は厳しさを増しており、都内企業の99%を占める中小企業の従業員等の生活の安定を確保することは全都的な課題である。このため都は、中小企業等で働く都民の誰もが利用しやすい融資制度の運用などを通じて、その生活の安定を図っていく必要がある。</p>								
<p>○現在の融資制度を区に移管した場合、金融機関や保証機関が実績報告、保証料の請求等を各区に対して行う必要が生じ、事務量が增大するため非効率となるだけでなく、融資原資の規模が縮小し、多くの利用者に対して低利での融資を行うことが困難となる。</p>								
<p>○一方、区は、地域の実情に応じて融資制度を実施するほか、負担軽減策の充実などにより都の融資制度を補完する制度を整備し、利用者にとってより有利な制度としていくことが望ましい。</p>								
<p><b>（役割分担の見直しの必要性）</b>                  ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>								
<table border="1" style="margin-left: auto;"> <tr> <td colspan="3">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>			総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

# 検討対象事務評価個票

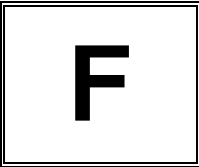
〔区〕

F

大区分 8 中区分 1 小区分 (1)

事業名		中小企業従業員融資、家内労働対策		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○広域的な労働行政として、中小企業の従業員に対する融資や家内労働者の労働環境確保のための支援等を行う事務であり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>
担当局		産業労働局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	<input type="radio"/>	広域的に中小企業従業員への融資や家内労働者の労働環境確保のための支援等を要する事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
評	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
				総合評価
				<input type="radio"/> 都 <input type="radio"/> 区 <input type="radio"/> 保

# 検討対象事務の内容



大区分 8 中区分 2 小区分 (1)

事業名	中小企業従業員融資、家内労働対策																												
担当	産業労働局																												
事務内容	<p>(事務の概要)</p> <p>中小企業の従業員等を対象に、生活資金並びに妊娠中、子育て期間中または介護休業期間に要する資金を、中央労働金庫等を通じて融資するほか、家内労働法の普及啓発、家内労働の衛生環境改善に対する助成等を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>&lt;融資実績&gt;</p>																											
	<p>(主な事務内容)</p> <p>1 中小企業従業員融資</p> <p>(1)個人融資 対象:年収800万円以下の中小企業従業員 限度:70万円以内(特例100万円以内) 利率:1.8%(H20.11.1改定) 機関:中央労働金庫</p> <p>(2)団体融資 対象:労働組合、消費生活協同組合等 限度:構成員1名70万円かつ1団体5000万円以内 利率:1.8%(H20.11.1改定) 機関:中央労働金庫</p> <p>(3)子育て・介護支援融資(平成22年度 育児・介護支援融資を拡充) 対象:妊娠中、子育て期間中、介護休業取得中の中小企業従業員 *子育て期間中:子が20歳に達した以後の3月31日まで 限度:100万円以内 利率:1.5% 機関:都内信用組合、中央労働金庫</p> <p>(4)家内労働者融資 対象:年収600万円以下の専門的・家庭的な家内労働者 限度:一般生活資金(70万円)、特別生活資金(130万円) 利率:1.8%(災害時の生活資金は1.5%)</p>	<p>平成21年度融資実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>用途(貸付資金別)</th> <th>団体利用数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人融資</td> <td>一般生活資金</td> <td>-</td> <td>456人</td> </tr> <tr> <td>育児・介護休業者融資</td> <td>育児・介護休業中の生活資金</td> <td>-</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体融資</td> <td>夏季手当資金</td> <td>0件</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>年末手当資金</td> <td>0件</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>家内労働者融資</td> <td>一般生活資金 特別生活資金</td> <td>-</td> <td>35人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>0件</td> <td>495人</td> </tr> </tbody> </table>		用途(貸付資金別)	団体利用数	利用者数	個人融資	一般生活資金	-	456人	育児・介護休業者融資	育児・介護休業中の生活資金	-	4人	団体融資	夏季手当資金	0件	0人	年末手当資金	0件	0人	家内労働者融資	一般生活資金 特別生活資金	-	35人	計		0件	495人
		用途(貸付資金別)	団体利用数	利用者数																									
	個人融資	一般生活資金	-	456人																									
育児・介護休業者融資	育児・介護休業中の生活資金	-	4人																										
団体融資	夏季手当資金	0件	0人																										
	年末手当資金	0件	0人																										
家内労働者融資	一般生活資金 特別生活資金	-	35人																										
計		0件	495人																										
<p>2 家内労働法の普及・啓発等</p> <p>(1)普及啓発資料の提供(季刊家内労働、都の制度、あなたと家内労働)</p> <p>(2)家内労働相談員の配置(常設相談、巡回相談)</p>	<p>&lt;家内労働相談の実績&gt;</p> <p>平成21年度実績 相談者数1508人、相談件数延4179件</p>																												
<p>3 労働衛生環境の改善助成</p> <p>(1)全体換気装置、局所排気装置等の設置助成 有機溶剤等を使用する専門的・家庭的な家内労働者に対して、作業環境改善に必要な経費を一部助成</p> <p>(2)有機溶剤健康診断</p> <p>(3)安全衛生講習会の実施</p> <p>4 自主的福祉活動への助成 家内労働者等で構成する団体が自主的に行う福祉活動に対し、経費の一部を助成</p>	<p>&lt;労働衛生環境の改善助成の実績&gt;</p> <p>平成21年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体換気装置、局所排気装置等の設置助成 0台</li> <li>・有機溶剤健康診断 85人</li> <li>・安全衛生講習会の実施 2回</li> </ul> <p>&lt;自主的福祉活動への助成実績&gt;</p> <p>平成21年度実績 7団体</p>																												
内容	<p>東京都中小企業従業員融資要綱</p> <p>(区との連携状況)</p> <p>(その他)</p>																												

# 検討対象事務評価シート

G

任意共管事務

1 中高一貫教育校に関する事務											
	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
<b>1 中高一貫教育校に関する事務</b>											
(1) 中高一貫教育校に関する事務	中高一貫教育校（都立高等学校・附属中学校、中等教育学校）の設置、運営及び廃止に関する事務を行う。	区	○							○都立の中高一貫校の設置・管理に関する事務である。現在の都立校は、各区の区域を越える広域的な通学を前提としており、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○		○				○中高一貫教育校は、学校教育法の改正を受け、中等教育の一層の多様化を推進するため、都がその施策判断により、平成17年から都立高校を母体に順次設置しているもので、現在までに、区部、多摩合わせて10校が開校となっている。 ○中等教育の複線化を図り、多様な教育を選択できる環境を都内全域に広げていくため、引き続き都が中高一貫教育校の設置運営を行っていく必要がある。 ○教員については、都が広域かつ一体的に採用、転任、研修等の事務を行うことにより、一定の人材確保を可能とし、すべての中高一貫教育校の教育水準の維持・向上を図ることができる。 ○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。	都



# 検討対象事務評価個票

〔都〕



大区分 1 中区分 1 小区分 (1)

事業名		中高一貫教育校に関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>(事業趣旨・概要)                  ○児童や保護者が一般の中学校・高等学校又は中高一貫教育校のいずれをも選択することができるよう、中等教育の複線化を図るため、中等教育学校及び併設型中高一貫教育校を設置した。</p> <p>(区における実施状況)                  ○千代田区が千代田区立九段中等教育学校を設置している。</p> <p>(役割分担のあり方)                  ○中高一貫教育校は、学校教育法の改正を受け、中等教育の一層の多様化を推進するため、都がその施策判断により、平成17年から都立高校を母体に順次設置しているもので、現在までに、区部、多摩合わせて10校が開校となっている。</p> <p>○中等教育の複線化を図り、多様な教育を選択できる環境を都内全域に広げていくため、引き続き都が中高一貫教育校の設置運営を行っていく必要がある。</p> <p>○教員については、都が広域かつ一体的に採用、転任、研修等の事務を行うことにより、一定の人材確保を可能とし、すべての中高一貫教育校の教育水準の維持・向上を図ることができる。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性)                  ○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。</p>
担当		教育庁		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		(理由) 中高一貫教育校は、学校教育法の改正を受け、中等教育の一層の多様化を推進するため、都がその施策判断により、平成17年から都立高校を母体に順次設置しているもので、現在までに、区部、多摩合わせて10校が開校となっている。中等教育の複線化を図り、多様な教育を選択できる環境を都内全域に広げていくため、引き続き都が中高一貫教育校の設置運営を行っていく必要がある。	
	チェック	<input type="radio"/>		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	<input type="radio"/>		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	<input type="radio"/>		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	<input type="radio"/>			
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	<input type="radio"/>		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック	<input type="radio"/>			
評	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	<input type="radio"/>		
価	(理由)			
	チェック	<input type="radio"/>		

総合評価		
都	区	保

# 検討対象事務評価個票

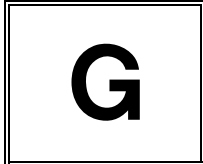
〔区〕

G

大区分 1 中区分 1 小区分 (1)

事業名		中高一貫教育校に関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○都立の中高一貫校の設置・管理に関する事務である。 現在の都立校は、各区の区域を越える広域的な通学を前提としており、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>
担当局		教育庁		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	各特別区の区域を超える広域的な通学を前提とした中高一貫教育校の設置・管理については、都が広域的な立場で処理することが必要である。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
評	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
				総合評価
				都 区 保

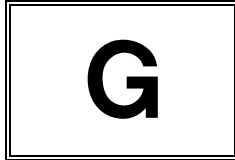
# 検討対象事務の内容



大区分 1 中区分 1 小区分 (1)

<b>事業名</b>	中高一貫教育校に関する事務	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>東京都立学校設置条例により、都立学校の名称及び位置を定めている。この条例の施行について必要な事項、例えば都立学校の課程及び学科等については、東京都立学校設置条例施行規則(東京都教育委員会規則)で定める。</p> <p><b>中高一貫教育校の開校状況</b></p> <p><b>【併設型・中等教育学校】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 40%;">併設型</th> <th style="width: 45%;">中等教育学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17年度</td> <td>白鷗高校・附属中学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H18年度</td> <td>両国高校・附属中学校</td> <td>小石川中等教育学校 桜修館中等教育学校</td> </tr> <tr> <td>H19年度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20年度</td> <td>武蔵高校・附属中学校</td> <td>立川国際中等教育学校</td> </tr> <tr> <td>H21年度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H22年度</td> <td>富士高校・附属中学校 大泉高校・附属中学校</td> <td>南多摩中等教育学校 三鷹中等教育学校</td> </tr> </tbody> </table>		併設型	中等教育学校	H17年度	白鷗高校・附属中学校		H18年度	両国高校・附属中学校	小石川中等教育学校 桜修館中等教育学校	H19年度			H20年度	武蔵高校・附属中学校	立川国際中等教育学校	H21年度			H22年度	富士高校・附属中学校 大泉高校・附属中学校	南多摩中等教育学校 三鷹中等教育学校
	併設型		中等教育学校																				
H17年度	白鷗高校・附属中学校																						
H18年度	両国高校・附属中学校		小石川中等教育学校 桜修館中等教育学校																				
H19年度																							
H20年度	武蔵高校・附属中学校		立川国際中等教育学校																				
H21年度																							
H22年度	富士高校・附属中学校 大泉高校・附属中学校		南多摩中等教育学校 三鷹中等教育学校																				
<b>担当</b>	教育庁																						
<b>事 務 の 内 容</b>	(事務の概要)																						
	中高一貫教育校(都立高等学校・附属中学校、中等教育学校)の設置、運営及び廃止に関する事務																						
	(主な事務内容)																						
	1 都立高等学校・附属中学校、中等教育学校の設置、廃止、学級編制、学科改編等に関する事 2 都立高等学校・附属中学校、中等教育学校の校舎その他の建物の建設及び造改修の計画に関する事 3 都立高等学校・附属中学校、中等教育学校の校舎その他の建物の管理保全に関する事 4 老朽化の著しい校舎等について改築・改修を行い、教育条件の整備と安全対策の向上を図る。 5 地震発生時における生徒の安全確保のため校舎等の補強を行う。 6 都立高等学校・附属中学校、中等教育学校の校舎その他の建物の管理保全に関する事 7 危険防止上及び保健衛生上必要な保全を行う。 8 施設の破損等による原状復帰等の修繕を行う。																						
	(関係法令等)																						
・学校教育法第2条、地方自治法第244条 ・東京都立学校設置条例 ・東京都立学校設置条例施行規則																							
(区との連携状況)																							
(その他)																							

# 検討対象事務評価シート



任意共管事務

4 高等学校の整備・運営などに関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
<b>1 高等学校の整備・運営などに関する事務</b>										
(1) 高等学校の整備・運営などに関する事務			○						○都立の高等学校の設置・管理を行う事務である。現在の都立校は、特色ある学校づくりの推進や新しいタイプの高校の設置など高校の種別を多様化した上で、それぞれの学校の規模を確保しつつ、都全域の学区や地域のバランスを考慮して再編してきたものであり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
									○都内における公立中学校卒業者の高等学校進学率（全日制・定時制・通信制）は96%を超え、うち62%程度が都立高等学校への進学となっている。ほとんどの生徒が高等学校教育を受けることを志向する時代にあつて、都立高等学校はその受け皿として大きな役割を果たしている。	都
	高等学校の設置、運営、施設の管理保全等に関する事務を行う。	都	○	○	○				○都は、高等学校教育への需要が高まる中、家庭環境の如何を問わず誰もが高等学校教育を受けられる環境を都内全域で確保するため、都立の高等学校を整備・運営してきており、現に都民の都立高等学校への期待も大きいことから、都の責務として、引き続き高等学校運営に携わっていく必要がある。 ○また、東京の高等学校教育においては、公私協調の精神に基づき、東京全体の公私バランスを考慮して、公立中学校の卒業予定者数をベースに公立、私立それぞれの就学計画を策定し、卒業者の受入れ分担を行っている。都立高等学校の募集人員は、こうした私学との東京全体を見据えた調整を踏まえて決定しており、区ごとにこうした調整を行うことは困難であることから、引き続き、都がこれら調整を含めた高等学校運営を行っていくことが望ましい。 ○教員については、都がそのスケールメリットも活かして、広域かつ一体的に採用、転任、研修等の事務を行うことにより、一定の人材確保を可能とし、すべての都立高等学校の教育水準の維持・向上を図ることができる。 ○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。	都

# 検討対象事務評価個票

〔都〕



大区分 4 中区分 1 小区分 (1)

事業名	高等学校の整備・運営などに関する事務	
担当	教育庁	
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	<input type="radio"/>
	理由	都は、高等学校教育への需要が高まる中、家庭環境の如何を問わず誰もが高等学校教育を受けられる環境を都内全域で確保するため、都立の高等学校を整備・運営してきており、現に都民の都立高等学校への期待も大きいことから、都の責務として、引き続き高等学校運営に携わっていく必要がある。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	<input type="radio"/>
	理由	都立高等学校の募集人員は、私学との東京全体を見据えた調整を踏まえて決定しており、区ごとにこうした調整を行うことは困難であることから、引き続き、都がこれら調整を含めた高等学校運営を行っていくことが望ましい。
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	<input type="checkbox"/>
	理由	
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。
チェック		<input type="radio"/>
理由		教員については、都がそのスケールメリットも活かして、広域かつ一体的に採用、転任、研修等の事務を行うことにより、一定の人材確保を可能とし、すべての都立高等学校の教育水準の維持・向上を図ることができる。
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック		<input type="checkbox"/>
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	<input type="checkbox"/>
	理由	
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	<input type="checkbox"/>
理由		

< 考え方 >		
(事業趣旨・概要)		
○高等学校教育を適切に行うため、都立高等学校の整備・運営を行っている。		
(区における実施状況)		
○区立の高等学校はない。		
(役割分担のあり方)		
○都内における公立中学校卒業者の高等学校進学率（全日制・定時制・通信制）は96%を超え、うち62%程度が都立高等学校への進学となっている。ほとんどの生徒が高等学校教育を受けることを志向する時代にあつて、都立高等学校はその受け皿として大きな役割を果たしている。		
○都は、高等学校教育への需要が高まる中、家庭環境の如何を問わず誰もが高等学校教育を受けられる環境を都内全域で確保するため、都立の高等学校を整備・運営してきており、現に都民の都立高等学校への期待も大きいことから、都の責務として、引き続き高等学校運営に携わっていく必要がある。		
○また、東京の高等学校教育においては、公私協調の精神に基づき、東京全体の公私バランスを考慮して、公立中学校の卒業予定者数をベースに公立、私立それぞれの就学計画を策定し、卒業者の受入れ分担を行っている。都立高等学校の募集人員は、こうした私学との東京全体を見据えた調整を踏まえて決定しており、区ごとにこうした調整を行うことは困難であることから、引き続き、都がこれら調整を含めた高等学校運営を行っていくことが望ましい。		
○教員については、都がそのスケールメリットも活かして、広域かつ一体的に採用、転任、研修等の事務を行うことにより、一定の人材確保を可能とし、すべての都立高等学校の教育水準の維持・向上を図ることができる。		
(役割分担の見直しの必要性)		
○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。		
総合評価		
都	区	保

# 検討対象事務評価個票

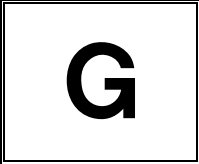
〔区〕



大区分 4 中区分 1 小区分 (1)

事業名		高等学校の整備・運営などに関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○都立の高等学校の設置・管理を行う事務である。                  現在の都立校は、特色ある学校づくりの推進や新しいタイプの高校の設置など高校の種別を多様化した上で、それぞれの学校の規模を確保しつつ、都全域の学区や地域のバランスを考慮して再編してきたものであり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>
担当局		教育庁		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	都全域を対象に種別、規模等を勘案して、配置する高等学校の設置・管理については、都が広域的な立場で処理することが必要である。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由			
総合評価				
都		区	保	

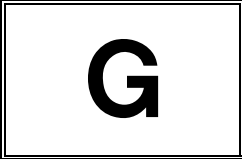
# 検討対象事務の内容



大区分 4 中区分 1 小区分 (1)

<b>事業名</b>	高等学校の整備・運営などに関する事務	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>高等学校の設置、廃止、学級編制、学科改編等に関する事務</p> <p>東京都立学校設置条例により、都立学校の名称及び位置を定めている。この条例の施行について必要な事項、例えば都立学校の課程及び学科等については、東京都立学校設置条例施行規則(東京都教育委員会規則)で定める。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">平成22年度 都立高等学校等数</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">全日制</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">178 校1分校</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">定時制</td> <td style="text-align: right;">55 校</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">通信制</td> <td style="text-align: right;">3 校</td> </tr> </table> <p>都立高等学校の施設整備事務の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽校舎の改築(設計、工事) 12校(平成22年度)</li> <li>・大規模改修(設計・工事) 17校(平成22年度)</li> <li>・増改修 改築・大規模改修校を除く約150校が対象</li> <li>・校舎棟の耐震補強 平成22年度で完了予定</li> <li>・都立高等学校の環境改善 校庭の芝生化・太陽光発電設備の設置・屋上等緑化</li> <li>・エレベーターの閉じ込め対策</li> <li>・産業教育設備の整備(ものづくり人材育成のための工業高校実習設備の整備等)</li> </ul>	平成22年度 都立高等学校等数	全日制	178 校1分校		定時制	55 校		通信制	3 校
平成22年度 都立高等学校等数	全日制		178 校1分校								
	定時制		55 校								
	通信制		3 校								
<b>担当</b>	教育庁										
<b>事 務 の 内 容</b>	(事務の概要)										
	高等学校の設置、運営、施設の管理保全等に関する事務										
	(主な事務内容)										
	<p>1 高等学校の設置、廃止、学級編制、学科改編等に関すること。</p> <p>2 都立高等学校の校舎その他の建物の建設及び造改修の計画に関すること。</p> <p>(1) 老朽化の著しい校舎等について改築・改修を行い、教育条件の整備と安全対策の向上を図る。</p> <p>(2) 地震発生時における生徒の安全確保のため校舎等の補強を行う。</p> <p>3 都立高等学校の校舎その他の建物の管理保全に関すること。</p> <p>(1) 危険防止上及び保健衛生上必要な保全を行う。</p> <p>(2) 施設の破損等による原状復帰等の修繕を行う。</p> <p>4 産業教育の施設・設備の充実に関すること。</p> <p>(1) 産業教育振興法に基づき、専門学科における実験実習の施設及び設備の整備を行う。</p> <p>(2) 施設及び設備に関して、必要となる国庫補助の事務手続きを行う。</p>										
	(関係法令等)										
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方教育行政の組織及び運営に関する法律</li> <li>・高等学校設置基準</li> <li>・学校教育法第2条、地方自治法第244条</li> <li>・東京都立学校設置条例</li> <li>・東京都立学校設置条例施行規則</li> </ul>											
(区との連携状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改築等において、各区のまちづくり条例等の趣旨を実現するために連携</li> </ul>										
(その他)											

# 検討対象事務評価シート



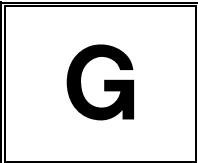
任意共管事務

5 学校教育指導に関する事務(スクールカウンセラーの配置、語学教育の充実など)											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総合 評価
<b>1 学校教育に関する事務</b>											
(1) 学校教育に関する事務	学校教育の充実に向けた様々な事業を行う。		区	○						<p>○学校教育指導の充実を図る事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在、都が行っている事務のうち、区立小中学校へのスクールカウンセラーの配置については、教職員の人事権の移譲に合わせて、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	都区
			都	○	○				○	<p>○都内のすべての公立学校の教育の充実、教育水準の維持向上を図るため、都は、広域的な立場から、学校教育の充実資する各種取組や区市町村支援を行っている。</p> <p>○例えば、児童・生徒の学力向上の取組については、都内のすべての公立小中学生の「確かな学力」を育てるため、全都的な独自の学力調査や都内一律の学習指導基準（東京ミニマム）の作成を行い、区市町村の学校現場における学習指導に役立てようとするものであり、引き続き都が広域的立場で担っていく必要がある。</p> <p>○また、都の教育相談センターは、区市町村の教育相談機関のセンター的な位置付けであり、区市町村教育相談機関への支援や、学校のみでは解決困難な問題にかかる区市町村教育委員会からの相談に対し助言や解決策の提案を行うなど、都が広域的立場で運営していく必要がある。一方、各区に設置されている教育相談室（所）では、区民に対して、学校・家庭教育に関する教育相談を実施している。</p> <p>○スクールカウンセラー事業は、不登校やいじめなどにより心理的なケアが必要な児童・生徒や保護者への相談対応を行うスクールカウンセラーを公立学校に配置するものであり、国庫補助事業として要綱に基づき都が実施している。都内のすべての公立学校において、子供の心と体の健やかな成長を促す一定水準の環境を確保していくためにも、引き続き都が実施していく必要がある。</p> <p>○都区においては、既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都



# 検討対象事務評価個票

〔都〕



大区分 5 中区分 1 小区分 (1)

事業名	学校教育に関する事務	
担当	教育庁	
事	チェック	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。
	○	理由 都内のすべての公立学校の教育の充実、教育水準の維持向上を図るため、都は、広域的な立場から、学校教育の充実に資する各種取組や区市町村支援を行っていく必要がある。
	チェック	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。
	○	理由 児童・生徒の学力向上の取組については、都内のすべての公立小中学生の「確かな学力」を育てるため、全都的な独自の学力調査や都内一律の学習指導基準（東京ミニマム）の作成を行い、区市町村の学校現場における学習指導に役立てようとするものであり、区ごとに実施したのでは事業趣旨が損なわれることになる。
	チェック	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。
		理由
	チェック	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。
業	チェック	理由
	チェック	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。
評	チェック	理由
	チェック	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。
価	チェック	理由
	○	理由 スクールカウンセラー事業は国庫補助事業であり、国の「スクールカウンセラー等活用事業実施要領」に基づき都が実施しているものである。

<p>&lt; 考え方 &gt;                  (事業趣旨・概要)                  ○児童・生徒の学力向上、不登校等の問題行動に対する対応、保護者や児童・生徒からの教育相談及び日本の伝統・文化理解教育等の事業を実施している。</p> <p>(区における実施状況)                  ○各区においても、都の支援を受けながら、児童・生徒の学力向上策、不登校等の問題行動に対する対応、教育相談等の取組を行っている。</p> <p>(役割分担のあり方)                  ○都内のすべての公立学校の教育の充実、教育水準の維持向上を図るため、都は、広域的な立場から、学校教育の充実に資する各種取組や区市町村支援を行っている。</p> <p>○例えば、児童・生徒の学力向上の取組については、都内のすべての公立小中学生の「確かな学力」を育てるため、全都的な独自の学力調査や都内一律の学習指導基準（東京ミニマム）の作成を行い、区市町村の学校現場における学習指導に役立てようとするものであり、引き続き都が広域的立場で担っていく必要がある。</p> <p>○また、都の教育相談センターは、区市町村の教育相談機関のセンター的な位置付けであり、区市町村教育相談機関への支援や、学校のみでは解決困難な問題にかかる区市町村教育委員会からの相談に対し助言や解決策の提案を行うなど、都が広域的立場で運営していく必要がある。一方、各区に設置されている教育相談室（所）では、区民に対して、学校・家庭教育に関する教育相談を実施している。</p> <p>○スクールカウンセラー事業は、不登校やいじめなどにより心理的なケアが必要な児童・生徒や保護者への相談対応を行うスクールカウンセラーを公立学校に配置するものであり、国庫補助事業として要綱に基づき都が実施している。都内のすべての公立学校において、子供の心と体の健やかな成長を促す一定水準の環境を確保していくためにも、引き続き都が実施していく必要がある。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性)                  ○都区においては、既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>						
<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価						
都	区	保				

# 検討対象事務評価個票

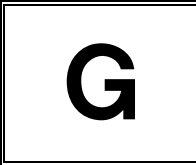
〔区〕

G

大区分 5 中区分 1 小区分 (1)

事業名		学校教育に関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○学校教育指導の充実を図る事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。</p> <p>現在都が行っている事務は、都立高校等に係る事務のほか、都内全域での対応が必要な学力調査、伝統・文化理解教育の実施や区の教育相談機関の機能を補完する教育相談センターの運営等であり、基本的には、広域的な対応を要するものと考えられるが、区立小中学校へのスクールカウンセラーの配置については、④-21「県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務」の移譲と合わせて、区が担う方向で検討すべきである。</p>
担当局		教育庁		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	広域的に配置された都立高校等に係る事務のほか、特別区の取組みを補完し、広域的に調査や普及・相談等を行う事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由			
総合評価				
都		区		
		保		

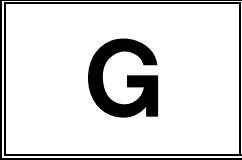
# 検討対象事務の内容



大区分 5 中区分 1 小区分 (1)

事業名	学校教育に関する事務																			
担当	教育庁																			
事務内容	<p>(事務の概要)</p> <p>学校教育の充実に向けた様々な事業を展開している。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>1 語学教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>英語等教育補助員 都立学校に延べ288名を配置(平成22年8月1日現在)</li> <li>英語等指導助手 島しょ地区の都立高等学校に4名を配置(平成22年度)</li> </ul>																		
	<p>(主な事務内容)</p> <p>1 語学教育の充実 英語等の外国語教育の一層の活性化と指導内容の充実を図るため、在京の外国人を英語等教育補助員として都立学校に配置し、活用する。また、政府の行う「外国人青年招致事業」に基づき招致された、英語等を母国語とする外国青年を英語等指導助手として都立高等学校に配置し、活用する。</p> <p>2 児童・生徒の学力向上 国の実施する学力調査を踏まえながら、小学校と中学校において東京都独自の調査を実施し、授業改善に反映させ、児童・生徒の学力の定着と伸長を図る。</p> <p>3 教育相談センターの管理運営 東京都の広域教育相談機関として、学校教育や家庭教育に関する保護者や児童・生徒からの相談に対して、電話や来所による相談を実施する。また、学校における教育相談体制の改善・充実のための支援や区市町村の教育相談機関への支援を行う。</p> <p>4 スクールカウンセラーの配置 不登校やいじめなどにより心理的なケアが必要な児童・生徒及び保護者に対する相談や対応する教員への助言、校内教育相談体制の改善充実のために、小学校、中学校及び高等学校にスクールカウンセラー(臨床心理士)を配置する。</p> <p>5 日本の伝統・文化理解教育の推進 日本の伝統・文化理解教育推進校の指定、推進指導資料の作成、実践発表会の開催を行う。</p>	<p>2 児童生徒の学力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「児童・生徒の学力向上を図るための調査」(平成22年度)</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1236 651 2020 922"> <thead> <tr> <th></th> <th>調査対象学年</th> <th>調査対象校数</th> <th>調査対象児童・生徒数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">「読み解く力に関する調査」</td> <td>都内公立小学校第5学年(全数)</td> <td>1,311校</td> <td>93,729名</td> </tr> <tr> <td>都内公立中学校及び中等教育学校第2学年(全数)</td> <td>631校</td> <td>75,113名</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">「基礎的・基本的な事項に関する調査」</td> <td>都内公立小学校第4学年(抽出・希望)</td> <td>676校</td> <td>46,621名</td> </tr> <tr> <td>都内公立中学校及び中等教育学校第1学年(抽出・希望)</td> <td>352校</td> <td>41,665名</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 教育相談センターの管理運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京都教育相談センター 文京区本郷1-3-3 東京都教職員研修センター内</li> <li>立川出張相談室 立川市錦町6-3-1 東京都多摩教育センター内</li> </ul> <p>○都民からの相談(平成21年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電話相談 18,042回 (いじめ相談ホットライン1,226回を含む)</li> <li>来所相談 6,353回</li> <li>メール相談 330回</li> <li>進路相談会 7回開催 参加者1,380名</li> </ul> <p>○学校等への支援(平成21年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要請訪問 327回</li> <li>緊急支援 13件 102回</li> <li>アドバイザースタッフ派遣 専門家312回、学生207回</li> </ul>		調査対象学年	調査対象校数	調査対象児童・生徒数	「読み解く力に関する調査」	都内公立小学校第5学年(全数)	1,311校	93,729名	都内公立中学校及び中等教育学校第2学年(全数)	631校	75,113名	「基礎的・基本的な事項に関する調査」	都内公立小学校第4学年(抽出・希望)	676校	46,621名	都内公立中学校及び中等教育学校第1学年(抽出・希望)	352校	41,665名
		調査対象学年	調査対象校数	調査対象児童・生徒数																
	「読み解く力に関する調査」	都内公立小学校第5学年(全数)	1,311校	93,729名																
都内公立中学校及び中等教育学校第2学年(全数)		631校	75,113名																	
「基礎的・基本的な事項に関する調査」	都内公立小学校第4学年(抽出・希望)	676校	46,621名																	
	都内公立中学校及び中等教育学校第1学年(抽出・希望)	352校	41,665名																	
<p>(関係法令等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方教育行政の組織及び運営に関する法律</li> <li>学習指導要領</li> <li>東京都教育相談センター設置条例</li> </ul>	<p>4 スクールカウンセラーの配置 全公立中学校(635校)、小学校132校、高等学校60校に配置</p>																			
<p>(区との連携状況)</p> <p>3 東京都教育相談センターは、区市町村の教育相談機関のセンター的な役割を持ち、支援を行っている。</p> <p>4 スクールカウンセラー及び派遣校の管理職を対象とした連絡会を開催している。</p> <p>(その他)</p>																				

# 検討対象事務評価シート

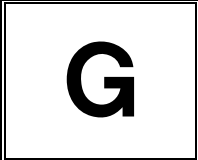


任意共管事務

5 学校教育指導に関する事務(スクールカウンセラーの配置、語学教育の充実など)											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
<b>2 人材育成に関する事務</b>											
(1) 人材育成に関する事務	将来を担う若者や質の高い教員の養成を図る事業を行う。	区	○							○日本の将来を担う人材の育成や高い志を持った教員の養成を行う事務である。現在都が行っている事務のうち、小学校教員の養成については、教職員の人事権の移譲と合わせて、特別区が担う方向で検討すべきである。	都区
		都	○	○						○社会状況等の変化を背景に、学校教育における課題は一層複雑化しており、学校現場においては、今までの経験や方法では対応しきれない状況が発生している。一方、大量退職と大量採用の時代にあって、教員も若手のうちから組織の重要な役割を担わなければならない状況となっており、学校教育の円滑な運営、充実のためには、早期の段階から教員人材を育成確保していくことが肝要である。 ○特に義務教育の入口である小学校においては、そこでの教育如何が、その後の児童の成長に大きく影響を与えることから、教員人材の育成は重要な課題となっており、この課題に対処し、もって都内全域における小学校教育の充実につなげていくためには、都が、都内外の教育資源を最大限に活用して、効果的な取組を行っていく必要がある。 ○東京教師養成塾は、以上のような趣旨で都が開設し、都内や近県の小学校教員養成課程を有する大学から広く学生を集め、一定規模で一体的な育成を行っているもので、都内全域において小学校初任者教員のレベルの向上を図るため、引き続き都が運営していく必要がある。 ○また、東京未来塾は、都内全域の高等学校、中等教育学校（後期課程）等の生徒を対象として、日本の将来を担う改革型リーダーとしての資質を持つ人材を育成するものであり、都が、広く人材（塾生）を集め、首都大学東京の強力なバックアップを得、その高度な教育資源・ノウハウを活用して、一体的に運営していくことがより効果的である。 ○上記の理由から、都区の役割を見直す必要はない。	都

# 検討対象事務評価個票

〔都〕



大区分 5 中区分 2 小区分 (1)

事業名		人材育成に関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt; (事業趣旨・概要) ○東京未来塾：高等学校等及び首都大学東京との連携を通して、日本の将来を担い得る改革型リーダーとしての資質を持つ人材の育成を図る。 ○東京教師養成塾：高い志を持った教員を学生の段階から養成するため、教員を養成している大学や区市町村教育委員会と連携し、運営している。</p> <p>(区における実施状況) ○東京教師養成塾については、杉並区が同種の事務を行っていたが、今年度をもって事業を終了することを決定した。</p> <p>(役割分担のあり方) ○社会状況等の変化を背景に、学校教育における課題は一層複雑化しており、学校現場においては、今までの経験や方法では対応しきれない状況が発生している。一方、大量退職と大量採用の時代にあって、教員も若手のうちから組織の重要な役割を担わなければならない状況となっており、学校教育の円滑な運営、充実のためには、早期の段階から教員人材を育成確保していくことが肝要である。</p> <p>○特に義務教育の入口である小学校においては、そこでの教育如何が、その後の児童の成長に大きく影響を与えることから、教員人材の育成は重要な課題となっており、この課題に対処し、もって都内全域における小学校教育の充実につなげていくためには、都が、都内外の教育資源を最大限に活用して、効果的な取組を行っていく必要がある。</p> <p>○東京教師養成塾は、以上のような趣旨で都が開設し、都内や近県の小学校教員養成課程を有する大学から広く学生を集め、一定規模で一体的な育成を行っているもので、都内全域において小学校初任者教員のレベルの向上を図るため、引き続き都が運営していく必要がある。</p> <p>○また、東京未来塾は、都内全域の高等学校、中等教育学校（後期課程）等の生徒を対象として、日本の将来を担い得る改革型リーダーとしての資質を持つ人材を育成するものであり、都が、広く人材（塾生）を集め、首都大学東京の強力なバックアップを得、その高度な教育資源・ノウハウを活用して、一体的に運営していくことがより効果的である。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性) ○上記の理由から、都区の役割を見直す必要はない。</p>					
担当		教育庁							
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		<p>チェック</p> <p>○</p> <p>理由 東京教師養成塾は、都内や近県の小学校教員養成課程を有する大学から広く学生を集め、一定規模で一体的な育成を行っているもので、都内全域において小学校初任者教員のレベルの向上を図るため、引き続き都が運営していく必要がある。</p>						
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		<p>チェック</p> <p>○</p> <p>理由 東京未来塾は、都内全域の高等学校、中等教育学校（後期課程）等の生徒を対象として、日本の将来を担い得る改革型リーダーとしての資質を持つ人材を育成するものであり、都が、広く人材（塾生）を集め、首都大学東京の強力なバックアップを得、その高度な教育資源・ノウハウを活用して、一体的に運営していくことがより効果的である。</p>						
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		<p>チェック</p> <p>理由</p>						
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		<p>チェック</p> <p>理由</p>						
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		<p>チェック</p> <p>理由</p>						
業	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		<p>チェック</p> <p>理由</p>						
	(7) その他特段の事情があるかどうか。		<p>チェック</p> <p>理由</p>						
評									
価									
			<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

# 検討対象事務評価個票

〔区〕

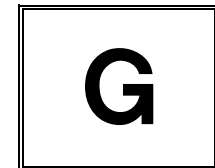
G

大区分 5 中区分 2 小区分 (1)

事業名	人材育成に関する事務	
担当局	教育庁	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="radio"/>	東京未来塾のように、広域的に立地する教育機関である首都大学東京と連携して、全都的に人材育成を行う事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		

< 考え方 >		
○日本の将来を担う人材の育成や高い志を持った教員の養成を行う事務である。		
現在都が行っている事務のうち、日本の将来を担う人材育成を目的とした東京未来塾は、首都大学東京と連携した事業であり、A-8「公立大学法人首都大学東京の支援に関する事務」と合わせ、広域的対応を要するものと考えられるが、東京教師養成塾は、公立小学校の教員を養成する目的で行われているものであり、④-21「県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務」の移譲と合わせて、区が担う方向で検討すべきである。		
総合評価		
都	区	保

# 検討対象事務の内容



大区分 5 中区分 2 小区分 (1)

事業名	人材育成に関する事務																																
担当	教育庁																																
事 務 の 内 容	(事務の概要)																																
	将来を担う若者や質の高い教員の養成を図る事業																																
	(主な事務内容)																																
	<p>1 東京未来塾の運営                      高等学校等及び首都大学東京との連携を通して、日本の将来を担い得る改革型リーダーとしての資質を持つ人材の育成を図るため、東京未来塾を運営する。</p> <p>[募集] 22年度 50人                      [講座] 特別講義(年間3回)、課題解決学習(年間39回)、ゼミナール(14回)、体験学習(5日間)</p> <p>2 東京教師養成塾の運営                      高い志を持った教員を学生の段階から養成するため、教員を養成している大学や区市町村教育委員会と連携し、東京教師養成塾を運営する。</p> <p>[募集] 22年度 150人程度(19年度までは100人程度)                      [講座] 特別教育実習(年間40日程度)、講義(年間10回)、ゼミナール(年間14回)、体験活動(年間5日)</p>																																
	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>1 東京未来塾の運営                      指導主事2人、指導者5人を配置し(この外、2の東京教師養成塾の運営にも携わる課長、主任指導主事、統括指導主事、担当係長がいる。)、塾生31人を対象に左記「事務の内容」に記載した講座を運営している。                      塾生は、首都大学東京が実施する東京未来塾特別推薦入試を受験することができ、その入試に合格した場合は未来塾を修了することを条件に入学を許可される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>修了者数(人)</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>50</td> <td>47</td> <td>47</td> <td>39</td> <td>46</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 東京教師養成塾の運営                      指導主事2人、教授15人を配置し(この外、1の東京未来塾の運営にも携わる課長、主任指導主事、統括指導主事、担当係長がいる。)、塾生150人を対象に左記「事務の内容」に記載した講座を運営している。                      塾生は、教育庁が実施する東京都立学校教員採用候補者選考&lt;東京教師養成塾生を対象とした特別選考&gt;を受験することができ、その選考に合格した場合は養成塾を修了することを条件に東京都立学校教員に採用される。                      特別教育実習(教員免許取得のための教育実習に相当するもの)の実習に当たっては、区教委に実習を行う小学校(養成指定校)の推薦を依頼し、推薦のあった学校は原則として養成指定校に指定される。特別教育実習を円滑に行うため、区教委及び養成指定校を対象に年3回連絡会を開催している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>修了者数(人)</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>93</td> <td>82</td> <td>98</td> <td>94</td> <td>139</td> <td>146</td> </tr> </tbody> </table>						修了者数(人)	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		50	47	47	39	46	35	修了者数(人)	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		93	82	98	94	139
修了者数(人)	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																											
	50	47	47	39	46	35																											
修了者数(人)	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																											
	93	82	98	94	139	146																											
(関係法令等)																																	
<p>1 東京未来塾事業実施要綱                      2 東京教師養成塾事業実施要綱</p>																																	
(区との連携状況)																																	
<p>1 東京未来塾は、連携なし                      2 東京教師養成塾の特別教育実習は、区教育委員会が推薦する区立小学校において行っている。                      22年度連携教育委員会数:21区教委、22年度養成指定校(小学校)数:54校</p>																																	
(その他)																																	